

医療ガス配管設備保守点検仕様書

1 目的

本契約は、医療用ガスの安定供給の重要性を認識の上、双方が相互信頼の精神に則り、関係法規を遵守し円滑な安定供給の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備及び所在地

所在地：京都府京都市伏見区深草大龜谷岩山町 48-1

名 称：京都市桃陽病院

3 対象設備

対象設備は次のとおりとする。

(1) 酸素ガス配管設備	=酸素自動切替器 =酸素連結導管	2列 4本立 1式
(2) 圧縮空気配管設備	=空気圧縮機 =アフタークーラー =エアードライナー =圧縮フィルター AS-2 =除菌フィルター SS-2	1. 5 kW 2台 1台 1台 1台 1台
(3) 吸引配管設備	=吸引ポンプ =レシーバータンク	0. 75 kW 2台 200L 1基
(4) 電源操作盤	=自動交互追従運転 (圧縮空気、吸引用)	2面
(5) 遠隔警報装置 (電源ボックス)		1式
(6) 上記各設備附属機器 (末端機器)	=壁型アウトレット (O8個・A8個・V8個) =シャットオフバルブ	24個 6個

4 保守点検

実施回数 12ヶ月点検 年 1回

6ヶ月点検 年 1回

3ヶ月点検 年 2回

5 契約金額及び支払い

契約金額は、金〇〇〇円也とする。(左記金額に消費税等は含まれておりません。)

保守点検料金は、各回保守点検が完了し網の確認終了後、その月の末日~~〆~~にて所定の様式により発注者に請求する。発注者は受注者がその月に発行した請求書の翌々月末日に、受注者に支払うものとする。

6 契約の疑義

本契約について疑義を生じた場合及び本契約に定めのない事項については、双方協議の上、誠意をもって決定するものとする。

7 合意管轄

本契約に関して紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

8 特約事項

- (1) 受注者は設備の機能保全の為、定期的に専門の技術員を派遣して機器並びに配管配線の点検基準のとおり行う。
- (2) 前号の点検結果により、設備保守上不備と認められる事項については、双方協議の上速やかに処置する。
- (3) 保守点検の日時は、双方協議の上決定し発注者は受注者が点検又は修理を完了した事を認めた時は、受注者が義務を遂行したものとして、受注者の提示する証明書類に承認の押印をする。
- (4) 発注者は常に設備が正規の状態にあることを監視し、事故及び異常を発見した場合は、遅滞なく受注者に通知し、受注者は速やかに適宜の処置をとる。
- (5) 発注者が設備の全部もしくは一部の変更、撤去、修理又は設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を必要とする時は、予め受注者に通知し発注者受注者協力して設備の保全にあたる。
- (6) 受注者が設備の点検をした際に発生した医療廃棄物の処理は、発注者にて処理する。
- (7) (2)、(4)及び(5)の実施に要する費用は別途精算する。